平成２８年（フ）第７４８号
東京都小平市花小金井５丁目６番５号
債務者　飯田ちさと（旧姓矢崎）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
静岡県島田市細島1735番地の１　サンハイツ桜井７号棟１号室、旧住所静岡県島田市船木1929番地の31
債務者　森下　勇作
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７６号
静岡県島田市細島1735番地の１　サンハイツ桜井７号棟１号室、旧住所静岡県島田市船木1929番地の31
債務者　森下　千歳
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３４号
静岡市駿河区小黒３丁目10番23号
債務者　南　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０５号
静岡県榛原郡吉田町大幡1717番地の６
債務者　山田真里子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷976番地６、前住所長崎県東彼杵郡川棚町石木郷614番地
債務者　中倉　誠志
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
静岡市葵区瀬名１丁目21番６―703号
債務者　木村友美子（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８２号
静岡市葵区本通７丁目８番地の16、旧住所静岡県焼津市三ケ名744番地の５
債務者　田中　靖人
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
長崎県佐世保市天神４丁目22番４号　井手２戸１アパート102号、前住所長崎県佐世保市折橋町３番９号　ファミール江崎201号
債務者　前田　栄治
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
栃木県足利市小曽根町253番地
債務者　瀬山　敏広
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３９２号
静岡市駿河区八幡３丁目16番27号、旧住所静岡県牧之原市片浜3380番地211
債務者　望月美保子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４号
熊本県天草市栖本町湯船原445番地
債務者　百田　　舞（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月24日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１５９４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番17―102号　グランドパレス湘南
債務者　樋山　尚子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
静岡県焼津市石津1292番地の３　ハイツイケダ102
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７３号
横浜市中区寿町２丁目８番地７　第六港館812号室
債務者　新谷　隆夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部